

あんしん居住制度助成

『あんしん居住制度』とは、見守りサービス等を提供することにより、入居者の急病や孤立死等への不安を解消し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する制度で、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しています。

区では、本制度を利用する区民に対して、費用の一部を助成します。

【提供されるサービス内容】

- A:見守りサービス ⇒ 生活リズムセンサー、緊急通報装置、携帯用ペンダントにより、安否確認や緊急時の対応サービスを行います。
- B:葬儀の実施 ⇒ 契約者がお亡くなりになった場合、葬儀(火葬のみ)を手配します。
- C:残存家財の片付け ⇒ 契約者がお亡くなりになった場合、残存家財の片付けを手配します。

【利用方法】

契約時に費用を一括して支払う「預かり金タイプ」と、月々のサービス利用料を支払う「月払いタイプ」があります。

◇預かり金タイプとは

「葬儀の実施」と「残存家財の片付け」のサービス利用料を「預かり金」として契約時に一括して支払う方法です。お亡くなりになった後、預かり金で葬儀の実施や残存家財の片付けを行います。

【サービスの組合せと契約時に必要な費用(税込)】

サービスの組合せ	契約時に必要な費用	(内訳)		
		預かり金	見守りサービス利用料	事務手数料
①A	55,700円	—	49,100円	6,600円
②AB	385,300円	314,200円	49,100円	22,000円
③AC	住宅面積による	住宅面積による	49,100円	22,000円
④ABC	住宅面積による	住宅面積による	49,100円	22,000円
⑤B	352,000円	297,000円	—	55,000円
⑥C	住宅面積による	住宅面積による	—	55,000円
⑦BC	住宅面積による	住宅面積による	—	55,000円

※「C 残存家財の片付け」のサービス利用料は、住宅面積により異なります。パンフレットでご確認ください。

※契約期間の終了や解約をした場合、預かり金と見守りサービス未利用月分が返金されます。

※契約期間や利用要件、更新時の費用等、サービス内容の詳細については、パンフレットをご覧ください。

◇月払いタイプとは

「葬儀の実施」と「残存家財の片付け」のサービス利用料を月々支払う方法です。お亡くなりになった場合、月々のサービス利用料で「葬儀の実施」と「残存家財の片付け」を行います。

【サービスの組合せと契約時に必要な費用(税込)】

サービスの組合せ	契約時に必要な費用	(内 訳)	
		サービス利用料 (2か月分)	事務手数料 (1年分)
①BC	19,000円	8,000円	11,000円

※月々の利用料は、4,000円です。3か月目以降は、毎月利用料を口座から引落します。

※契約期間の終了や解約をした場合でも返金はされません。

※契約期間や利用要件、更新時の費用等、サービス内容の詳細については、パンフレットをご覧ください。

【区の助成を受けられる方(すべてに該当する必要があります。)]

- ◇ 高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯のいずれかに該当する方
 - 高齢者世帯とは ⇒ 満60歳以上の方のみで構成する世帯
 - 障害者世帯とは ⇒ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方を含む世帯
 - ひとり親世帯とは ⇒ 18歳未満の児童がいる母子家庭もしくは父子家庭、又は18歳未満の児童と養育者により構成する世帯
 - ※離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。
- ◇ 前年所得が189万6千円以下の方
- ◇ 区内に引き続き1年以上居住している方
- ◇ 住宅に係る他の公的助成を受けていない方

【助成金額】

- ◇ 預かり金タイプ ⇒ 支払った事務手数料(消費税を除く。)の3分の1(百円未満切捨て)
 - ◇ 月払いタイプ ⇒ 支払った事務手数料(消費税を除く。)
- ※助成対象は、初回契約時の事務手数料のみです。更新時に支払う事務手数料は、対象になりません。

【助成を受けるまでの流れ】

- ① (公財)東京都防災・建築まちづくりセンターへ契約の申し込みを行ってください。

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターあんしん居住担当
☎ 5989-1784

- ② 文京区福祉住宅サービスへ助成金の交付申請をします。

必要書類

- ・世帯全員の前年の所得を証明する書類(課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え、年金通知書等)
- ・あんしん居住制度の利用料領収書

- ③ 助成要件を満たす場合は、区から助成金を交付します。

文京区福祉住宅サービス(シビックセンター11階)
☎ 5803-1238